Fax送信先　0278-58-2110　（片品村役場総務課　ふるさと納税担当行き）

**尾瀬の郷片品村「ふるさと納税」（寄附金）申込書**

令和　　　年　　　月　　　日

片品村長　宛

〒　　　　　－　　　　　ご住所

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　(☎)

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（ある場合）

次のとおり、片品村にふるさと納税（寄附）を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 寄　附　金　額 | 円也　 |
| 寄附の使い道 | ※希望する使い道に✔をお願いします[ ] 環境　[ ] 福祉　[ ] 観光　[ ] 教育　[ ] 片品村に一任　[ ] その他（　　　　　　　　　　　　） |
| ＊「片品村に一任」を選択した方へ、特に応援したい地区等がありましたら✔してください。[ ] １区（須賀川・御座入・菅沼・築地・下平） [ ] ２区（摺渕・幡谷）　[ ] ３区（花咲・針山）　[ ] ４区（東小川） [ ] ５区（越本） [ ] ６区（土出） [ ] ７区（戸倉） [ ] ８区（鎌田）[ ] 片品村全地区　[ ] 特になし　[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 希望する返礼品（寄附相当分の返礼品）※2ページ目の【寄附者の皆様へ】をご覧下さい。 | [ ] 万一、返礼品をご辞退される場合は、こちらにチェックしてください。1. 品名　　　　　　　　　　　　　　　　金額　　　　　　　　　円

配送希望日　　　月　　　日　・　希望無し配送時間　いつでも可・午前中・14～16時・16時～18時・18時～20時・19時～21時1. 品名　　　　　　　　　　　　　　　　金額　　　　　　　　　円

配送希望日　　　月　　　日　・　希望無し配送時間　いつでも可・午前中・14～16時・16時～18時・18時～20時・19時～21時1. 品名　　　　　　　　　　　　　　　　金額　　　　　　　　　円

配送希望日　　　月　　　日　・　希望無し配送時間　いつでも可・午前中・14～16時・16時～18時・18時～20時・19時～21時 |
| 配　送　先 | [ ] 申込者と同じ　　[ ] 別の配送先を希望　　　　　　　　　　　　　　　（☎）　　　　　　　 　　　　〒　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 納　入　方　法※希望の納入方法に✔をお願いします。 | [ ] 銀行振込（※振込手数料はご本人負担になります。）（群馬銀行 尾瀬支店 普通 口座番号0223429　片品村会計管理者（ｶﾀｼﾅﾑﾗｶｲｹｲｶﾝﾘｼｬ））　＊振込用紙は郵送しませんので、上記の口座にお振り込みをお願いいたします。[ ] 郵便振込（振込取扱票を郵送いたします。振込手数料はかかりません。）[ ] 現金書留（郵送料・手数料はご本人負担となります。）□現金持参（片品村役場　総務課窓口にお越し下さい。） |

**★確定申告等について（※どちらかに○をお願いします。）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **ワンストップ特例制度申請書の送付を希望します。** |
|  | **確定申告をします。** |

【寄附者の皆様へ】

　この度は片品村のふるさと納税寄附金にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

　片品村では「小さくても輝く尾瀬の郷片品村」を目指して様々な取り組みを行っております。

　今後とも片品村を応援して下さいますよう心よりお願い申し上げます。

【返礼品について】

○片品村ホームページの返礼品一覧からご覧頂けます。

○ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」からも寄附が可能となっております。

【返礼品配送希望のご注意】

○配送希望日がない場合、3週間以内に商品を配送いたします。

○配送希望が出来ないお品について(＊2週間以内のお届けとなります｡)

・スキーリフト券

・おもてなし宿泊チケット

・おためし券

○配送希望日は、申込日の2週間後以降の日付を記入してください。

○長期ご不在にされる場合は、ふるさと納税係までお知らせ下さい。

○返礼品の再配送については自己負担となります。

【ワンストップ特例制度について】

○送付先

　〒378-0498　群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3　片品村役場 総務課 ふるさと納税係宛

○申請条件

　①もともと確定申告や住民税申告をする必要のない給与所得者等であること

　②年間寄付先が５自治体以内の人

○ワンストップ特例制度の注意事項

　・控除対象は住民税のみ

　・ふるさと納税をする都度、ワンストップ特例制度申請書の提出が必要

　・翌年1月10日までに申請書必着

　・住所等の申込内容が変更になった場合は、変更届の提出が必要

　・確定申告を行われる場合、ワンストップ特例制度利用不可

○注意

下記に該当する場合、ワンストップ特例申請書を受理できません。

・令和5年1月10日以降に当庁へ届いたもの。

・添付書類や申請書に不備があるもの(記入漏れ等)。

また、令和4年11月1日～令和4年12月31日までにお申込みいただいた方については、お手数ですが、下記総務省ホームページより申請書のダウンロードをしていただき令和5年1月10日までに必ず申請書をご提出ください。（URL：https://www.soumu.go.jp/main\_content/000397109.pdf）

○お問い合わせ先

片品村役場　総務課　ふるさと納税係　☎ 0278-58-2117

 fax 0278-58-2110　Mail furusato@vill.katashina.gunma.jp